

報告第二号

地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分した杉並区特別
区税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき、平成十八年三月三十一日、杉並区特別区税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

平成十八年六月十九日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区条例第二十五号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「二十二万円」を「二十一万円」に改める。

附則第二条の三第一項中「三十五万円を」を「三十二万円を」に改める。

附 則

第一条 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

第二条 この条例による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成十八年度以後の年度分の区民税について適用し、平成十七年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 平成十八年度分の区民税に限り、平成十八年三月三十一日においてこの条例による改正前の杉並区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第十一条第二項の規定に該当する者であり、かつ、当該年度分の旧条例第二十四条第一項本文の規定による申告書の提出を要しなかつた者で、同年四月一日において新たに当該年度分の新条例第二十四条第一項本文の規定による申告書の提出を要することとなるものに係る同項の規定の適用については、同項中「三月十五日」とあるのは、「平成十八年四月三十日」とする。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が三十五万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に二十一万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>(区民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第二条の三 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第十六条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合</p>	<p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が三十五万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に二十二万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>(区民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第二条の三 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第十六条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合</p>

計額が、三十五万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）以下である者に対しては、第十条の規定にかかわらず、区民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2
及び3
略

計額が、三十五万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十五万円を加算した金額）以下である者に対しては、第十条の規定にかかわらず、区民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2
及び3
略

杉並区特別区税条例の改正点

税目	改正内容	関係条項	適用関係
特別区民税	<p>1 均等割の非課税限度額の引下げ</p> <p>改正後 合計所得金額 35万円×家族数 + 加算額 21万円</p> <p>改正前 合計所得金額 35万円×家族数 + 加算額 22万円</p>	<p>区税条例 第 11 条 地方税法 第 295 条 地方税法施行令 第 47 条の 3</p>	<p>平成 18 年度 分から適用</p>
	<p>2 所得割の非課税限度額の引下げ</p> <p>改正後 総所得金額等 35万円×家族数 + 加算額 32万円</p> <p>改正前 総所得金額等 35万円×家族数 + 加算額 35万円</p>	<p>区税条例 附則第 2 条の 3 地方税法 附則第 3 条の 3</p>	<p>平成 18 年度 分から適用</p>

- ・ 家族数とは、控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数をいう。
- ・ 加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算する。